

生徒心得

福島県立会津第二高等学校

われわれは、社会および国家の健全な形成者となるために、生徒としての責任を自覚し他人の人格を尊重する。学校内外における生活を正しく豊かなものにするために人格の向上に努め、その実現のために総意に基づいてこの生徒心得を定め、自主的・自律的に行動する。

生徒の自主性と内面的な成長を期待し、以下に定めた内容が生徒自らが考え、判断し、実践していくための道しるべとなるように本校では生徒心得とする。

1 礼儀について

- (1) 先生方及び来客に対しては積極的に挨拶を行う。
- (2) 職員室等への出入りの際は入退室マナーを守る。
- (3) 先生方や目上の者に対しては適切な敬語を使う。

2 服装・頭髪等について

- (1) 高校生・勤労生徒にふさわしい髪型とし、パーマや脱色等は禁止する。
- (2) 服装は派手なものやだらしないものは禁止する。
- (3) 入学式・卒業式等では、式に臨むのにふさわしいあらたまつた服装とする。
- (4) 上履き及び体育館シューズは所定のものを用いる。

3 学校生活について

- (1) 給食時間は16時40分から給食室に入室し、17時40分までに食べ終える。
- (2) 17時45分までに教室に入る。
- (3) 放課後の部活動や生徒会活動終了後、21時30分までには校舎から出る。また、土曜日、日曜日、祝祭日は機械警備のために校舎内に立ち入ることはできない。
- (4) 遅刻をしないように心がける。もし遅刻をしたときは、教頭先生から入室カードに許可印をもらい、それを授業担当者に提出する。
- (5) 無断欠席、欠課、早退をしない。欠席、忌引きの場合は、必ず保護者から担任に連絡する。また、欠課や早退する場合は、担任の許可を得る。
- (6) 登校後は校外に出ない。やむを得ない場合は担任の許可を得る。
- (7) 所持品には必ず記名する。また、貴重品は各自の責任においてしっかりと管理する。
- (8) 生徒間でトラブルやいじめが発生しないようにお互いに注意する。また、生徒間での物品・金銭の貸し借りはしない。
- (9) 公共物・備品は大切に取り扱い、破損しないように注意する。また、日頃使用しない教室や施設には絶対立ち入らない。
- (10) 清掃は分担区域において責任を持って行い、終了後は戸締まりをして担当教員から点検を受ける。
- (11) 自転車で通学する者は、自転車を所定の場所に置き必ず施錠する。
- (12) バイク・自動車免許の取得について、法律で定められた年齢に達した時、免許を取得できる。その際に必ず学校に「自動車学校入校届」「運転免許証取得届」を提出すること。また、バイク・自動車での通学は原則禁止する。(特別な理由がある場合は、その限りではない。)

4 校内での電子機器の使用について

※電子機器とは、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、各種ゲーム機、携帯音楽プレーヤーを指す。

- (1) 校内では始業時(SHR時)から終業SHRまで使用は禁止する。
- (2) 上記の禁止の時間帯は、電源を切りカバンの中に入れておく。
- (3) 始業時SHR前の時間帯については、トイレ、廊下での使用は禁止する。
- (4) 食堂において、食べながらの使用は禁止する。

- (5) 使用可能の時間帯でも、歩きながらの使用は禁止する。
- (6) 学校内外を問わず、スマートフォン等による出会い系サイトへのアクセスは禁止する。
また、L I N E等、S N Sを利用する場合は利用マナーを守り、トラブルのないようにする。
- (7) スマートフォンや携帯電話機を使用してのゲームは禁止する。
- (8) ゲーム機等の校舎持ち込みは禁止する。
- (9) 使用禁止時間帯に緊急で使用すべき事態が生じた場合は、担任に申し出る。
- (10) 授業やその他の学習活動等、教育上必要な場合に限り、教員の指導、監督の下、指示があるときにのみ、スマートフォンやタブレット端末等のI C T機器を利用することができる。

5 校外生活について

- (1) 喫煙・飲酒・万引き・金銭強要・暴力行為・薬物乱用等、違法行為は絶対しない。
- (2) 遊技場・風俗営業等、立ち入りを禁止されている場所や時間帯の出入りはしない。
- (3) 常に交通ルールを守る。特に自転車での無灯火・二人乗り・並列運転・信号無視・傘さし運転・「ながら」運転等を絶対しない。
- (4) 友人宅・知人宅への無断外泊をしない。出掛ける際は家族に行き先や帰宅予定時間を伝える。また、夜間外出は原則午後10時までとする。なお、午後10時～午前5時の時間は、「深夜」と福島県青少年健全育成条例で位置づけられており、この時間帯に出歩くと補導の対象となる。
- (5) 男女交際は相互の人格を尊重し、高校生として良識のある明朗健全なものとする。
- (6) アルバイトをする者（正社員やパートを含む）は必ず学校に所定の届けを提出し、辞めた場合も担任に報告する。また、風紀上好ましくない職種、危険をともなう職種、その他高校生として好ましくない職種は禁止する。
- (7) 止宿生は規律ある生活を心掛け、家族とは定期的に連絡をとる。

6 学習について

- (1) 1時間1時間の授業を大切にし、家庭学習を積極的に行う。
- (2) 休み時間には次の授業の準備をする。
- (3) 授業の始めと終わりには、号令のもと、きちんと起立礼をする。
- (4) 定期考査受験に関する主な注意事項は以下のとおりとする。
 - ① 遅刻・欠席をしない。やむを得ない場合は必ず担任に連絡する。
 - ② 出席番号順に着席し、机の向きを反対にする。
 - ③ 原則として、机上には筆記用具以外の物を置かない。
 - ④ 事前に携帯電話等の電源が切ってあるか確認する。
 - ⑤ 考査中は物の貸し借りや不正を疑われる行為はしない。
 - ⑥ 不正行為があった場合、当該科目は0点とし、以降の科目は受験できない。

7 その他について

- (1) 諸経費・給食費等の納入金は期限内に納める。
- (2) 姓名・住所・保証人等を変更する場合は、速やかに担任に申し出る。
- (3) 忌引き日数は次のとおりとする。
配偶者（10日）、父母（7日）、子（5日）、祖父母・兄弟姉妹（3日）
伯叔父母（1日）、姻族：祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母（1日）